

令和 8 年度着業支援事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第 1 条 滋賀県漁業協同組合連合会（以下「県漁連」という。）は、琵琶湖漁業の担い手の確保育成を図るため、令和 8 年度自然とつながる湖のしごと実践支援事業実施要領仕様書 3 で定められた内容に従い、新規漁業就業者が漁業経営を開始または漁業経営の安定に必要な漁船・漁具等の導入や操業に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第 2 条 この事業において、補助金の交付の対象となる者は、各支援について以下の要件を全て満たす者であって、別に定める令和 8 年度着業支援事業事務取扱要領（以下、「事務取扱要領」という。）に基づく経営計画の採択を受け、かつ経営計画履行が確認された者とする。ただし、いずれの支援においても、事業終了後 3 年間の漁業経営継続を条件とし、経営実態が認められない場合は補助金の返還を求めることがある。

(1) 漁業経営開始支援

- ア これまで当該支援を受けたことがない者
- イ 所属漁協（研修受講者にあつては所属見込み漁協）の推薦がある者

(2) 漁業経営安定支援

- ア 所属漁協（研修受講者にあつては所属見込み漁協）の推薦がある者

(補助対象経費および補助率等)

第 3 条 補助対象となる経費および補助率等は別表に定めるとおりのものであって、事務取扱要領に基づく経営にかかる計画採択の日から採択を受けた年の 12 月末日までに発生したものを対象とする。

(交付申請)

第 4 条 交付申請書の様式および添付書類は、別記様式第 1 号のとおりとし、県漁連が別に定める期日までに提出するものとする。

(交付の条件)

第 5 条 補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業を中止または廃止する場合においては、県漁連の承認を受けること。
- (2) 補助事業により取得し、または効用の増加した財産のうち 1 件当たりの取得価格 50 万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間の定めなく。）においては、県漁連の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けまたは担保に供してはならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (4) 補助事業者は、補助事業にかかる収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿および証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、または効用の増加した価格が単価 50 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、または大蔵省令で定める耐用年数を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(5) その他県漁連が必要と認める事項。

(6) 補助事業者が(1)から(5)により付した条件に違反した場合、この補助金の全部または一部を県漁連に納付させることがある。

(申請の取下げ)

第6条 交付の申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知のあった日から起算して15日を経過した日までとする。

(実績報告)

第7条 補助事業完了時の実績報告は、事務取扱要領第3(6)に定める経営報告書およびその添付書類の提出によってなされたものとみなし、その提出期日および提出部数は次のとおりとする。

(1) 提出期日 経営計画の採択のあった年度の3月1日

(2) 提出部数 1部

(補助金の額の確定)

第8条 補助金の額の確定通知は、補助金の交付決定通知によってなされたものとみなす。

(標準処理期間)

第9条 補助金の交付の決定は、交付申請書を受理した日から起算して30日以内に行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、県漁連が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年7月29日から施行し、令和8年度実施事業について適用する。

別表（第3条関係）

事業名	補助対象経費	補助率等
着業支援事業	①漁業経営開始に要する経費 新規漁業就業者が、漁業経営を開始するために必要な漁船・漁具等を導入する際に必要な経費（ただし消費税相当額は除く） （１）漁船・漁具取得費 漁船・漁具等の購入に要する経費 （２）漁船・漁具等修繕費 漁船・漁具等の修繕に要する経費 （３）操業に要する経費 燃料、漁船保険料、占用料、共済掛金 ただし、操業に要する経費は経費全体の半分以上を超えてはならない。 （４）上記以外の経費で、県漁連が特に認めた経費	① 1/2 以内 （補助金額上限 1,000 千円/人） 活用回数は 1 人 1 回限りとする。なお、滋賀県が実施した「しがの漁業担い手着業支援事業」において「漁業経営開始に要する経費」を活用した者は対象としない。
	②漁業経営安定に要する経費 新規漁業就業者が、漁業経営の安定を図るために必要な操業にかかる経費（ただし消費税相当額は除く） （１）漁船・漁具等修繕費 漁船・漁具等の修繕に要する経費 （２）操業に要する経費 燃料、漁船保険料、占用料、共済掛金 （３）上記以外の経費で、県漁連が特に認めた経費	② 1/2 以内 （補助金額上限 500 千円/人） なお、活用回数は 1 年 1 回限りとする。

（注）①に関する募集で予算の上限に達した場合、②に関する募集は行わない。

令和 8 年度着業支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)
滋賀県漁業協同組合連合会
代表理事会長 殿

申請者 住 所

氏 名

連絡先電話番号

振込先情報 金融機関名・支店名

預金種別

口座番号

口座名義

口座名義 (カナ)

令和 8 年度において、下記のとおり着業支援事業を実施したいので、令和 8 年度着業支援事業交付要綱第 4 条の規定に基づき、次の関係書類を添えて補助金 ○○○○○円の交付を申請します。

記

関係書類

1 事業計画書

事業計画書

1. 事業の目的
2. 事業の内容
3. 事業の効果
4. 経費の配分

事業名	補助事業に 要する経費	負担区分		備考 (積算内訳)
		県漁連	その他	
令和8年度着業支援事業				
合 計				

5. 収支予算（または収支精算）

（1）収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減	備 考
補助金				
その他 (自己負担分)				
計				

（2）支出の部

事業名	本年度精算額	本年度予算額	比較増減	備 考
令和8年度 着業支援事業				
計				